

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年5月24日

照会部署名 長岡年金事務所厚生年金適用調査課

照会担当者 アシスタントインストラクター(課長) 中川 文孝

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認

斎藤

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010—003

本部受付番号 No. 2010—654

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

出向社員の資格について

(内容)

次のような事例についてご教示ください。

- ① 関連会社に出向し、出向先の事業所からの指揮命令を受け、その監督のもとに労働し、職務内容等の拘束を受けている。報酬の支払は、出向先では行わず、出向元で報酬(月給)を支払っているような場合、労務管理等は出向先でおこなっているが、報酬の支払のある出向元で適用としてよろしいか。
- ② 国外に居住している外国人を雇用し、現地の事業場(社会保障協定を締結している国)に出向させ、上記①のような事例の場合の適用は、どのように行うべきか。(厚生年金の適用とするべきか、それとも、海外に居住地があるため日本の制度に入れず、その国の制度を適用させるべきか。)
- ③ ②で、厚生年金を適用することとなる場合、相手国の制度と重複して加入することになるのか、それとも協定により片一方を免除として扱うことになるのか。  
なお、免除とできる場合、相手国の年金制度へ加入しないための証明の発行を求められた時は、どのように対応すればよいか。

<事務所としての見解>

- ① 出向元で適用としてきたが、指揮命令等労務管理などで疑義が生じたため照会。
- ② 厚生年金法では、住所要件はないため適用としていたが、指揮命令等労務管理などで疑義が生じたため照会。
- ③

(ブロック本部回答)

- ①出向元との雇用関係により判断し出向元での適用になると思われるが、本事例についての取扱いが諸規定等に明らかになっていることが確認できなかったため、本部への疑義照会とされたい。
- ②①にて適用すると判断された場合には、国籍区別なく被保険者となることから、出向元で適用すべきと思料する。
- ③①にて適用すると判断された場合には、一時派遣と認められる場合に限り発行が可能であると思料する。

回答日 平成22年6月3日  
回答部署名 北関東・信越ブロック本部適用・徴収支援部  
厚生年金適用支援グループ  
回答作成者 マニュアルインストラクター（厚生年金適用支援グループ長）  
吉沢 契佐紀  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

①について

ご照会の件については出向元との労働契約は存続しており、そのうえで報酬が出向元から支払われているものと思料する。労務管理は出向先で行われていることであるが、出向元で報酬を支払うに際してその労働者の勤務状況等について把握していると考えられ、また、昭和32年2月21日保文発第1515号によると「労働の対償とは、被保険者が事業所で労務に服し、その対価として事業主より受ける報酬の支払いし被保険者が当該事業主より受けうる利益」とあることから出向元で適用するのが妥当である。

②について

あくまで社会保険の適用事業所に採用されて雇用契約を結び、また報酬も適用事業所が直接本人に支払っているならば、指揮命令、労務管理の状況等を総合的に判断することになるが、原則としては健康保険・厚生年金保険の被保険者となる。

③について

社会保障協定の内容は締結国ごとに違うが、その者が就業している国が社会保障協定締結国であれば、協定内容に基づいた取扱いをすることとなる。

従って、適用証明書の交付を受ける条件を満たした場合には発行が可能である。

回答日 平成22年11月5日  
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ  
回答作成者 (役職名) 柿崎 光政  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	山上
----------------------------------	----